

丹波市地域福祉計画推進協議会
虐待対策・権利擁護支援部会（第3回）
議事録

開催日時	令和2年8月31日（月）午後2時00分開会～午後3時29分閉会
開催場所	本庁第2庁舎2階ホール
部会長	松尾委員
出席者	松尾委員、中川委員、大西委員、山口委員、八尾委員、 馬場委員（オブザーバー）、上田委員（オブザーバー） （以上7名）
欠席者	（名）
議題	1. 開会 2. 部会長あいさつ 3. 第2回部会における協議内容の確認 4. 協議事項 （1）部会長会の報告 （2）施策の方向性について （3）成年後見制度利用促進計画骨子について 5. 今後のスケジュールについて （1）地域福祉計画推進協議会の日程等について （2）次回部会の日程等について 6. 閉会
資料	（1）会議次第 （2）専門部会委員名簿 （3）丹波市地域福祉計画推進協議会虐待対策・権利擁護支援部会（第2回）議事録【資料1】 （4）部会長会資料【資料2】 （5）丹波市地域福祉計画の体系（素案）基本目標4【人権擁護】抜粋【資料3】 （6）丹波市成年後見制度利用促進基本計画の骨子【資料4】 （7）大西委員提出資料 （8）丹波市成年後見制度利用支援事業実施要綱【参考資料】

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	1. 開会 ○開会あいさつ ○資料確認 開会あいさつを松尾部会長よりお願いしたい。
部会長	2. 部会長あいさつ ○あいさつ
部会長	3. 第2回部会における協議内容の確認 それでは、次第に沿って進めたい。 次第3について、事務局より説明願いたい。
事務局	お手元の資料1をご確認願いたい。
部会長	内容を確認していただくために、5分程度の時間を取りたい。前回の協議をまとめたものである。もし間違えているところがあればご指摘願いたい。 (各委員資料1を黙読)
部会長	じっくり見る時間はなかったと思うが、目を通して前回の協議について思い出していただけたいと思う。 次に協議事項に入りたい。
部会長	4. 協議事項 (1) 部会長会の報告 まず、協議事項(1)について事務局より説明願いたい。
事務局	○資料2に基づき説明
部会長	私もこの会に出ていた。会の中での発言ではないが、感じたこととして。

	福祉計画で色々なシステムや仕組みが作られ、それを能動的・積極的に利用できる人は良いが、それができない人、障がい者や虐待を受けている人や認知能力に問題が出てきた人は、それを能動的・積極的に利用することができない。そういう方を支援していくことを考えるのがこの部会の一つの目標になっていると感じた。 5分程度時間を取り、部会長会の議事録に目を通していただきたい。
委員	先ほどの資料1の11ページの冒頭に「事務局」とあるのは、私の発言だと思うので訂正願いたい。 (各委員資料2を黙読)
部会長	部会長会の内容について、何かご質問等はあるか。
委員	質問ではなく、各部会で取り組んでおられることを要約すると、地域包括ケアシステム部会は、地域で重なり合う大きな層から小さな層があり、その各層においてネットワークをどうつくればというのが主な論点になっているというところか。その中で住民の役割やボランティアの役割、専門職・行政の役割をこれからもう少し詰めていこうというところかと思う。地域福祉推進部会は、主に専門職の人材不足に関することをこれまでは議論してきたという印象で受け止めている。その中で気になったのは、福祉教育についてである。人材確保の側面から意見されているが、権利擁護の面からも福祉教育はとても大事だと思っている。福祉教育を語られる時に偏りがないようにしたい。特に、前回山口委員がおっしゃったように社会モデルでの考え方や、そういったことを幼少期から教えていくことは大事だと思う。相談支援体制について他の部会でも話されていて、権利擁護支援の相談体制について部会でも方向付けしていく中で、全く別のものをつくるわけではないと思う。どう繋がって重なっていくのかが大事だと思った。
部会長	他に何かご質問はあるか。 ないようであれば、次第に沿って進めたい。 (2) 施策の方向性について
部会長	協議事項(2)について事務局より説明願いたい。
事務局	○資料3に基づき説明
部会長	ご意見、ご質問はあるか。

委員	体系への提案ということで資料を作ってきた。今説明があった意思決定支援については、基本目標に含めるというお話だった。8月17日版の体系素案には、意思決定支援の文言が含まれていない。あるいは最初の素案の中にノーマライゼーションの文言があったが、7月29日案、8月17日案ともにそれが消えていることの指摘である。 そして具体的提案として書かせていただいた。まず、「B 権利擁護ニーズに対する支援体制を充実させる」に対して、「ノーマライゼーション」という文言を挿入した。「社会福祉の基本理念「ノーマライゼーション」に基づき、個別の権利擁護～」そして「ネットワークを構築し、」の後に「関係支援機関の紹介のみならず」、これは前回の中野委員の発言内容を踏まえている。「たらい回し」という表現をされたが、それを「紹介のみ」と変えている。「～コーディネートの役割を担って」、具体的には相談者に対して関係支援機関に連絡を取り、その係の方に同席してもらうコーディネーターのあり方が一番良いのではないかと感じている。 さらに「C 成年後見制度を活用した権利擁護支援を促進する」の前半部分「権利擁護の支援における手段のひとつである」という表現を、「ノーマライゼーションや自己決定権の尊重と本人保護の理念にのっとり、意思決定支援や身上保護を重視する成年後見制度が身近なものとなり～」とすることで、ここに自己決定権の理念、あるいは意思決定の具体的表現を盛り込んだ文案を提案した。
部会長	大西委員から提案があった。これに関して何かご意見はあるか。 直接この文言が良いとか悪いと判断しにくい面もあると思う。それぞれの方向性について、ご意見があればお願いしたい。
委員	方向性Aについて解説をお願いしたい。対象を限定しつつ、また「あらゆる対象に」というのがわかりにくい。「身近な地域」をどの範囲で設定して、早期発見、気づきのシステムを作っていくのが重要なポイントになってくると思う。他の部会で検討されていることと重ね合わせるところになってくるのではないか。その後の「関係機関のネットワークを強化」は面的なイメージだが、「重層的な相談対応」は縦のイメージがある。事務局で考えたイメージがあれば教えてほしい。
事務局	まず、「高齢者、障がい者、児童、夫婦間などあらゆる対象にむけられる～」の部分である。「夫婦間」は、特にDVを意識している。総じてあらゆるどんな対象に対してもという意味合いで、このように例を挙げると主たる部分はカバーできているイメージがあるかと思っている。 2点目の「身近な地域の中で」についてである。計画全体の中で圏域をど

	うするの、地域包括ケアシステム部会でも揉まれているところである。そちらの部会のイメージも合わせた中で、自治協単位がそれぞれの身近な圏域になるというイメージで書いている。 それから「ネットワークを強化し重層的な相談対応を目指します。」の部分である。包括的な支援に加え、令和3年度から施行される改正社会福祉法において、一体的な支援から重層的な支援として、自立支援課が4月から取り組んでいる断らない相談「福祉まるごと相談」のような、行政の相談体制が1つある。2つ目は、対象者が色々な支援の下に地域で孤立しないように参加支援をしていく、という考え方がある。3つ目は、市をあげて取り組んでいる地域包括ケアシステムの地域のネットワークである。この3つの大きな支援を重ね合わせて支援をしていく、分厚く重層的な支援をしていく、という考え方が出てきている。一体的事業や重層的な事業に今後取り組んでいく必要があり、自立支援課または市としてそういう方向性で進んでいる。そういう意味合いであげているものである。
部会長	中川委員、今の説明でよろしいか。 他に何かご意見、ご質問はあるか。
委員	関連してよろしいか。「あらゆる対象」と聞くと、17～18の人権課題、LGBT等も含まれるのかと思ってしまう。それと、人権擁護の中で具体的施策とすれば、やはり高齢者・障がい者・児童・夫婦間が施策の対象となるのではないか。「あらゆる対象」という文言が、部会としては適しているのかどうか疑問に思うところである。
事務局	LGBTに関しても、DV、暴力を受けた相談を実際に受けたことがある。男性同士で暴力を受けたというケースも受けないわけではなく、あえて言葉として入れていないが「あらゆる」に入ってくると思う。
委員	お尋ねしているのは、「あらゆる対象」をもっと広げて良いのかどうか。施策の対象とする以上はLGBT、性的マイノリティの方も含まれるとのことだが、もっと他に例えばハンセン病療養所収容者の方々の人権等もある。そういう方も含まれるのか。それが妥当なのかどうかお尋ねしている。
事務局	市民を対象にしているので、様々な方はいらっしゃると思う。そこを受けないということではなく、全ての一人ひとりの市民の方となるので「あらゆる」と入れている。
委員	今の件だが、そのように具体的に聞くととてもわかりやすいが、大西委員がおっしゃったように漏れ落ちが出てくる。表記の仕方を「全ての市民が」

	とか「子どもから大人まで」とか、もう一つ大きな括りの文言で表わすと、全てが対象だということが良くわかる。 ここの部会で検討すべきかどうかわからずに発言する。虐待防止や対応充実のための体制を構築することに入るのではないかと思う原因としては、最初の部会で申し上げたかもしれないが、子どもや虐待を受けている側からすると、色々な関係性の中でこれは虐待だと比較できない。傍から見ると絶対に虐待なのに、困り感と認識していない。それが私の家のスタイルだからと、見過ごされてしまうような日常にいる人達があると思う。子どもの時からこういうのは虐待なんだな、人権侵害なんだな、私は本当は生きて良いんだなと。例えばよろず相談所があっても、相談に行くにはとても勇気が必要である。でも困っていることに気づけるかどうかはもっと大切なことだと思う。子ども達への虐待に気づける教育、そのような体制はここに含むのではないか。他の部会でも福祉教育についての話が出てきていたので、ここでの話になるのかはわからないが、感じるころがあった。
部会長	他に何かご意見、ご質問等はあるか。
委員	谷口会長が、本人の保護も大事だが家族のケアも必要だとおっしゃっていたと思う。法律上養護者支援も明確に書かれている。虐待は、受けている側と養護者の両方を支援することになるのが普通の理解かと思う。虐待防止法は、早期発見で支援を入れるための契機となるような法律だと理解している。こういった観点から今回の案を見ると、「一体的に支援できる体制」の中に養護者支援も含めていると勝手に思っている。それで良いのか確認が一つである。 「あらゆる対象」の具体例としてあげるのは良いと思うが、それだけでないのは当然だし、高齢者・障がい者・児童・夫婦間の中にも色々な難しい問題が入っている。それらをトータルに対応していく体制をつくっていくという意味と考えている。 成年後見制度は活用があまりされてなくて課題も多いので、なかなか難しいところがあると思う。財産管理の面も非常に大事である。 意思決定支援は、最近よく言われるが難しい。新しい概念なので、日々の実践の中であるべき姿を見つけるものではないか。 あと福祉教育の話が出ていたが、中学・高校生の時に福祉なんて全く関心なかった。そもそも福祉の仕事を若い時から目指してするような方々は、どういう思いを持って、どういうきっかけで始めたのか興味がある。そういうところから福祉教育を考えていくのも良いのではないか。これは個人的な感想である。
部会長	他に何かご意見、ご質問等はあるか。

委員	どなたかわかりやすく説明していただけたら有難い。今ここに書かれているのは、起きてしまったからの支援制度と起きないためのまちづくりかと思っ て見ているが、良くわからない。起きないまちづくりについては、一番上 の基本的なところと理解して良いのか。
委員	この部会のA（6）「隣保館専門員による福祉的援助・指導」が、子ども にも大人にもと広げて考えた時に、ここに予防的な対策も含むのかと思っ た。自分は虐待をしない、こういうのは人権侵害だとわかって大きくなって ほしいという願いも込めて、ここに入れておかないといけないのではないかと 思った。
部会長	今言われたのは、虐待や人権侵害を予防するための施策はないのかという 意味合いだと思う。教育が一番の予防だと思うが、それがない。啓蒙活動や そういうことがあると思うが、虐待対策のために教育や啓蒙していくことを この部会のどこかの方向性に入れておくのはあっても良いと思う。
委員	非常に難しいところがあると思う。私の感覚では、起きてからの処置の中 にも予防に繋がる部分もある。人権はらせん状に進化していくという言葉が ある。ここまでが予防というのはわからない。ぐるぐる回りながら進化して いく、そういうイメージではないか。 それから、先ほどの八尾委員の話を聞きながら人権教育の大切さを思い知 らされた。一般企業に勤めておられたある方が、人権を知らなければ自分が 差別や人権侵害にあっても気づかないと言われていた。虐待を受けても虐待 だと思わないという八尾委員のお話に通じると思った。
部会長	他に何かご意見、ご質問等はあるか。
事務局	先ほどから良いご意見を頂戴している。提案している方向性や施策例の中 で、起きてしまったからの対策は色々書いてある。一般的にそこが主にな って書いてしまうところがある。起きないための予防の対策について、気づ くための教育体制の構築等は、対になってあるものだと思う。そこが今回の 提案ではわかりにくい部分がある。本日のご意見を反映し、わかりやすい表 現でそのような概念が含まれる内容を検討したい。
部会長	他に何かご意見、ご質問等はあるか。
委員	起きてしまったからと予防の話があったが、法律では早期発見が一番重視 されている。早期発見なので、実は虐待でないケースも含まれている。起き

	てしまったものを対象にしているわけではないと思う。早期発見することによって進行化を防ぐと同時に、結果的には予防にも繋がるというのが法律の考え方ではないか。特に虐待関係は、「虐待を受けたと思われる人を見たら」とあり、確認しろとは書いていない。そう思ったけど実は虐待ではなかったケースは多分たくさんあると思う。あと早期発見を心がける中で虐待とはこういうものだ、あるいは差別とはこういうものだということは、研修や教育を通じて気づいていくので、結果的に予防にも繋がる。権利擁護の観点からは早期発見が一番大事だと個人的には思っている。
委員	児童虐待を「躰としてやった」という親の言葉が相変わらずある。それから、DVにおいては加害者の暴力の無認識がある。自分の行動が暴力になっているとは思わない。いわゆる心理的暴力や経済的暴力等については、男性側からの暴力が多い。男性側の主張としては、それを暴力とは気づいていない事例がほとんどだと思う。なくしていくために、無自覚・無意識のところをどう自覚していくのかしか解決はない。早期発見とともに解決策としてどうすれば良いのか考える必要がある。
部会長	他に何かご意見、ご質問等はあるか。よろしいか。 それでは、次の協議事項に移りたい。 (3) 成年後見制度利用促進計画骨子について
部会長	協議事項(3)について、事務局より説明願いたい。
事務局	○資料4に基づき説明
部会長	皆さんからのご意見、ご質問をお受けしたい。
委員	以前は「成年後見制度利用促進計画の策定」とあったのが、今回は「推進」と文言の訂正がされている。ということは、既に策定されているという理解で良いのか。
事務局	地域福祉計画は来年度からの計画になるが、成年後見制度利用促進基本計画においても地域福祉計画の中に位置づけている。この場が協議・策定している場なので、これができあがる時には既に協議を終えていることになる。だから「策定」ではなく「推進」と表現を変えている。
委員	基本計画そのものはどうなのか。これでできあがっているということか。

事務局	それがたたき台になる。この場で協議をしていただき、今度の地域福祉計画の中に計画として載るというイメージである。
部会長	何かご意見、ご質問等はあるか。 私は司法書士としてこの後見制度に携わっている。これの理由を考えた時に、2つ大きな障害があると感じている。その一つは、まず申し立てである。申立人の範囲は検察官とか各首長、四親等内の親族と決められているが、この後見人の申し立てが必要な方は身近に保護してくれる親族がおられないケースが多い。子どもがいれば申し立てることは可能だが、例えば兄弟や甥・姪の関係になると、申立人になることはできるが申し立ての費用がかかる。それを誰が出すのかという問題が出てくる。 それともう一つは、専門職がつくと後見人の報酬が必要になってくる。これを払えるのかという問題が出てくる。そのために各市町村では成年後見制度利用支援事業がある。これが市町村ごとに微妙に手厚さが違う。丹波市は標準的な支援の状況になっていると思うが、生活保護相当でないと申し立て費用の補助も後見人の報酬の補助も出ない。例えば手持ちのお金が50万円くらいで、年金で生活していて何とかぎりぎり年金で回っているような人が後見制度を利用するとお金がなくなる。 あと申し立ては専門職に依頼しないとなかなか申立書を作るのも大変である。そうするとお金がかかる。それを例えば甥・姪に払ってほしいと言っても難しい。かと言って、本人は自分が払える状況ではない。一つの案としては、権利擁護支援センターをつくった時にその職員に申立書を作成してもらう。そうすると切手や印紙代等の必要経費だけで済む。そういうのを我々も仕事として受けているが、専門職から公でそういうことをすると言われることはほとんどないのではないかな。希望としては、支援事業の範囲をもう少し広げてもらえれば、もう少し利用しやすくなると思っている。 他にご意見、ご質問等はあるか。
委員	今の費用についてはよくある話しである。本人の預貯金がある場合だが、申立人が甥・姪だった場合、裁判所は実際全く問題視しない。結局、本人保護のために必要なので、実際は大丈夫なケースが多いのではないかな。適正な額であれば、恐らく問題視されないと思っている。それが無理であれば、市長申立等の話になってくると思う。 あと本人申立でご本人が申立人になり、自分に後見人を付けてほしいというパターンも増えている。被後見人でもかなりの分は認められる。基本的に調査官の面談で「はい」と言えれば裁判所はOKとなる。後見人が付くと財産管理はきっちりできるので、何とかできることも多い。それでも無理な場合は、こういう援助制度を利用すると思う。利用しやすいものであれば、有難い。

	気になったのが、資料４の５ページ目「（６）不正防止の徹底」である。一時期、後見人の横領等が騒がれた時期があり、そういう時に不正防止が話題になった。ここに書いてある①②は具体的に何をするのかと思った。広報は大事だと思う。１０月から弁護士会では横領事案について損害補償制度ができて、３,０００万円までは補償される。そういった色々な不正防止の取組みが実際にされている。それは一般の方はほとんど知らないのが現状である。そういうことをきちんと広報することは大事だと思っている。
部会長	他に何かご意見、ご質問等はあるか。
委員	よくわからないので教えてほしい。基本計画の「現状」のところに利用者数の表が出ている。申立が「０」とずっとある。現実的には利用が必要な方がもっといるが、できていないのでこうなのか。それともこれは、丹波市の現状から妥当なのか。 ５ページの「今後の取組み」で、そういう現状を踏まえ課題がネットワークを構築していくと繋がっていくが、後見人制度を現実生活にマッチした形で進めていくには、（１）～（６）の取組みをすることで課題解決に繋がるのか。もう少し具体的に教えてほしい。
部会長	この「現状」の利用数は支援事業の利用率である。だから、実際に後見制度を利用されている方ではなく、お金がなくて市から申し立て費用や報酬補助を申請している人の数である。少ないということは、結局利用しにくい事業だということである。
事務局	市長申立の件数は、本人や親族がいて申し立てに繋がったケースは昨年度もあった。成年後見制度を利用された方はいる。 地域の課題をこの取組みによって解決できるのかについては、確かに利用しやすい制度にしていくために、さらなる広報活動が必要である。取組みが利用しやすいさに繋がっていくのではないかという実感はある。
委員	例えば家族から介護を受けている高齢者が、決して良い状態で介護を受けているわけではないので何とかしたいとか、自分の年金を自由に使いたいとか色々願いはあるが、子どもの配偶者が介護をしてくれていてそこには逆らえない。一度決死の思いでヘルパーに手紙を託したが、そのことを家族が知ることになり、なお一層厳しい状況に置かれたという実例がある。（１）～（６）の取組みについて、市として想定していることをもう少し詳しく教えてほしい。
事務局	（１）～（６）を行うことで、後見制度そのものが利用しやすいものにな

	るのかということだが、現状の後見制度の相談体制や支援を考えると、単発であることが多い。申し立てをされたあとは、関わりがなくなってしまうことが多い。そういうところをカバーするために、ここに書いてあるように、まず相談支援体制、後見受任後の支援、と継続的に支援していくことが課題と考えている。(1)～(6)はテーマとしてあげている状況で、中味については具体的にこれから考えていく段階にある。
委員	山口委員からの質問で言われたことは虐待事案なので、現状でもできるがそれをさらに円滑にネットワーク等を構築してやっていこうというのが、今回の権利擁護支援センター設置等の話だと思う。権利擁護支援センターを設置すると、適切な支援がしやすくなる。お話しされた事案に後見が必要かどうかはわからないが、後見制度が必要な時に使いにくいと結局権利擁護できない。お話しされたようなケースも解決できないことになるので、今回のような取組みがあがっているということだと思う。丹波市は兵庫県内でみると頑張っているほうだと思う。ただ、それが十分かと言うとそうではなく、市で十分でないと思っているので色々な施策が出てきているのが現状ではないか。
部会長	他に何かご意見、ご質問等はあるか。
委員	皆さんのお話を聞いて、頭の中が整理できてきた状況である。今後の取組みにあがっている内容について、今後詳しく内容を詰めていくとのことなので、それはまた出てきたら確認したい。この取組みの中で、まず重点的にどこから進めていくのか計画に書いても良いのではないかな。
部会長	他に何かご意見、ご質問等はあるか。 ないようであれば、これで協議事項は終わりたい。 5. 今後のスケジュールについて (1) 地域福祉計画推進協議会の日程等について (2) 次回部会の日程等について
部会長	今後のスケジュールについて事務局より説明願いたい。
事務局	推進協議会全体会の日程がまだ確定していない。そちらが確定次第、また皆さんにお知らせする。その会をもってさらに部会が必要であれば、また改めて日程調整したい。

部会長	まだ日程が決まっていないとのことである。追って皆さんに日程調整の連絡がいくと思う。 協議事項は終了したが、本日のことで何かご意見、ご質問等はあるか。 ないようなので、これで本日の部会を終了したい。 7. 閉会
------------	--